

# 「憲法改正国民投票法」

## 【法律の趣旨】

この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票（国民投票）に関する手続き定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続きの整備を行う内容となっています。

## 日本国憲法第96条

- 1 この憲法の改正は、各議員の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 【国民投票までの流れ】

### ① 憲法改正原案の発議

法律で定める一定数（衆議院100人以上、参議院50人以上）の国会議員の賛成により、憲法改正案の原案が発議されます。

### ② 憲法改正の発議

憲法改正原案は、衆議院憲法審査会及び参議院憲法審査会で審議され、衆議院本会議及び参議院本会議にて3分の2以上の賛成で可決されます。両院で可決した場合は、国会が憲法改正の発議を行い、国民に憲法改正案の提案がされます。

### ③ 国民投票の期日の決定

国民投票の期日は、憲法改正の発議をした日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に国民投票が行われます。

### ④ 広報・周知

憲法改正案の内容を国民に知ってもらうため、国民投票広報協議会（各議員の議員から委員を10人ずつ選任）が設置されます。憲法改正案の内容や賛成・反対の意見などを掲載した国民投票公報の原稿や投票記載所に提示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞等で憲法改正案等の広報を行います。

また、総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会は、国民投票の方法や国民投票運動の規制、国民投票の手続きに関し必要な事項を国民に周知します。

⑤ 国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。政党やその他の団体、マスコミ、個人等が一定のルールのもとに「国民投票運動」を行うことができます。例えば、投票期日の14日前からは、国民投票広報協議会が行う広報のための放送を除き、テレビやラジオの広告放送は制限されます。

⑥ 投票

投票は、憲法改正案ごとに、一人一票となります。投票用紙に記載された賛成または反対の文字を「○」の記号で囲み、投票箱に投函します。また、選挙の投票と同じく、期日前投票（投票期日前14日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

⑦ 開票

憲法改正案に対する賛成の投票の数が、投票総数（賛成の投票の数と反対の投票の数を合計した数）の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなり、内閣総理大臣は直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

⑧ 投票結果の告示

投票結果は、官報で告示されます。

【国民投票の投票権】

国民投票の投票権は、青年被後見人を除き、在外邦人にも投票権があります。また、公民権停止を受けた者も投票権を有することとなります。年齢は満18歳以上の日本国民が有することとされています。ただし、憲法改正国民投票法が施行されるまでに、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢等を検討し、必要な法制上の措置をとるものとされており、年齢満18歳以上満20歳未満の方が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の方が投票権を有することになります。

※信州まちづくり・協働実践委員会

「全国一斉国民参加型憲法タウンミーティング 事前憲法セミナー」より抜粋